(3)　事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令による第１種第３級の規格に基づく４車線の自動車専用道路を建設する事業であり、その事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成17年12月９日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き基本的内容について整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

３(1)で述べたように、阿久根市と鹿児島県内外を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを形成することにより物流の効率化等を図るとともに、現道は、線形不良区間が複数存在し、追突等の交通事故が発生しているほか、大雨等の自然災害の発生時には通行規制が行われており、本件事業により現道の機能を補完・代替し、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、阿久根市長を会長とする南九州西回り自動車道阿久根川内道路建設促進協力会等より、上記の理由などから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　鹿児島県阿久根市役所

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地

鹿児島県阿久根市山下字新城、字妻井田、字奥及び字堀川、波留字堀川、字北山、字スワ前、字庵ノ山、字西庵ノ山、字池場、字大谷及び字中源田、西目字小鹿倉、字山之中、字穴迫及び字上穴迫並びに塩浜町二丁目地内

○国土交通省告示第四百六十五号

山形空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年六月十三日　　国土交通大臣　中野　洋昌

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

（注）空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）附則第三条第一項の規定により、航空法の規定の適用については、山形県が空港の設置者とみなされる。

二　空港の名称及び位置　山形空港　山形県東根市

三　変更した事項（変更前の事項については、昭和五十五年運輸省告示第九十六号及び昭和六十一年運輸省告示第三百十号を参照。）

イ　空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ　空港の総面積　九十一万六千八百五平方メートル

（注）空港の範囲を示す詳細図を山形県庁において縦覧に供する。

別図　山形空港

